【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年8月14日
【計算期間】	第19特定期間（自　平成28年11月15日　至　平成29年5月15日）
【ファンド名】	ＧＳ　ＢＲＩＣｓ株式ファンド
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　桐谷　重毅
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部　　山﨑　誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03－6437－6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主としてブラジル、ロシア、インドおよび中国（以下「ＢＲＩＣｓ」といいます。）の企業およびＢＲＩＣｓ経済に関連する企業の発行する株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

■ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合	ＭＭＦ ＭＲＦ ＥＴＦ	インデックス型 特殊型

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。
・追加型：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
・海外：投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
・株式：投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（株式）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （　　） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　） なし	日経225 ＴＯＰＩＸ その他 （　　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 絶対収益追求型 その他 （　　）

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
・その他資産（投資信託証券（株式））：目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
・年4回：目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
・エマージング：目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
・ファンド・オブ・ファンズ：目論見書または投資信託約款において、投資信託証券などを投資対象として投資するものをいいます。
・為替ヘッジなし：目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

※ 上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み　2．ファンドの関係法人　①委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務　b．受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

本ファンドに３ヵ月決算型と付記することがあります。

＜ファンドのポイント＞

1. 主としてブラジル、ロシア、インドおよび中国（以下「ＢＲＩＣｓ」といいます。）の企業およびＢＲＩＣｓ経済に関連する企業の発行する株式を実質的な主要投資対象とします。外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
2. ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントによる現地における企業調査等に基づき、優れた経営陣のもと持続的な成長の見込まれる銘柄を選定し、ポートフォリオを構築します。
3. 3ヵ月毎の決算時（毎年2月、5月、8月、11月の14日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、投資信託証券を通じて組入れている株式の値上がり益や為替の評価益等を中心に、収益分配を行います。

本ファンドは、 MSCI BRICインデックス（円換算ベース）を運用上の参考指標とします。
運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

本ファンドは一般的にエマージング市場に分類されるBRICｓへの集中投資であり、BRICsへの投資には、社会・経済・政治の不安定要素が大きく、また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。詳しくは、後記「3 投資リスク」をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は2008年1月21日であり、同日より運用を開始しました。

（３）【ファンドの仕組み】

１．ファンドの仕組み

本ファンドの運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行います。運用にあたっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。

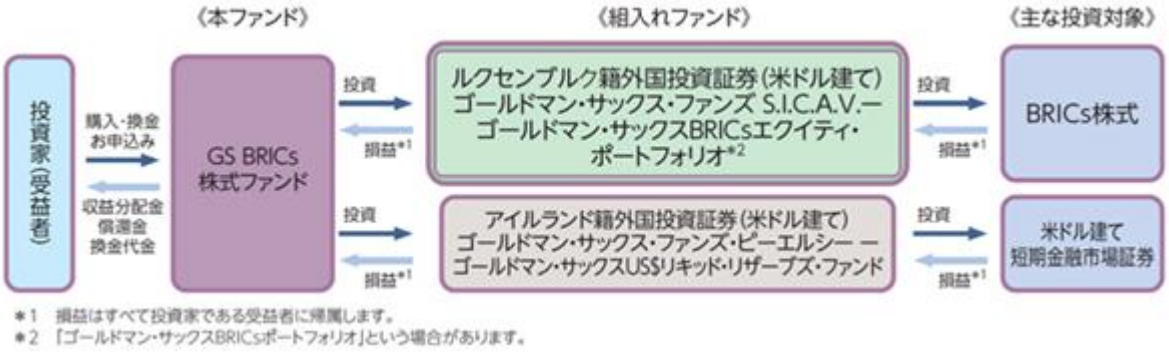

各投資信託証券への投資比率は、資金動向および各組入れファンドの収益性等を勘案して決定するものとします。原則としてゴールドマン・サックスBRICsポートフォリオの組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。
投資対象となる投資信託証券（以下「指定投資信託証券」ということがあります。）は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。
ゴールドマン・サックスBRICsポートフォリオで組入れる株式については、各通貨の対米ドルでのヘッジは行いません。

２．ファンドの関係法人

①　委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

ａ．委託会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社)

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金(信託財産といいます。)の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

ｂ．受託会社(三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社(以下「受託銀行」といいます。))

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

ｃ．販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書(以下「募集・販売契約」といいます。)に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人

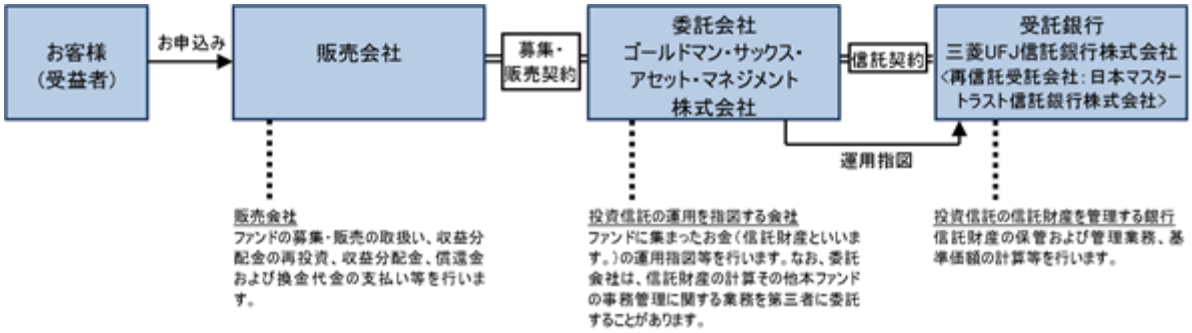

＜ご参考＞ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2016年12月末現在、グループ全体で1兆1,777億米ドル（約137兆円＊）の資産を運用しています。

＊米ドルの円貨換算は便宜上、2016年12月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝116.49円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

②　委託会社等の概況

ａ．資本金

委託会社の資本金の額は金４億9,000万円です(本書提出日現在)。

ｂ．沿革

1996年２月６日	会社設立
2002年４月１日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c．大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地	6,400	100

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a．基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

b．本ファンドの運用方針

① 主としてブラジル、ロシア、インドおよび中国(以下「ＢＲＩＣｓ」といいます。)の企業ならびにＢＲＩＣｓ諸国経済に関連する企業の発行する株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資し、その組入れを高位に保ちつつ、米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券を主要投資対象とする投資信託証券にも投資を行います。

② 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

③ 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

④ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」ということがあります。）に分散投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

⑤ 各投資信託証券への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとし、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

⑥ ＭＳＣＩ ＢＲＩＣインデックス(円換算ベース)を参考指標とします。

⑦ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

c．ファンドの特色

＜ＢＲＩＣｓとは＞

ＢＲＩＣｓ（ブリックス）とは、ブラジル（Brazil）、ロシア（Russia）、インド（India）、中国（China）の頭文字を合わせた4ヵ国の総称で、2001年にＧＳグローバル・マクロ調査部が初めて発表しました。

本ファンドは一般的にエマージング市場に分類されるBRICｓへの集中投資であり、BRICsへの投資には、社会・経済・政治の不安定要素が大きく、また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。詳しくは、後記「3 投資リスク」をご覧ください。

＜ＢＲＩＣｓ株式の値動きと市場規模＞

世界における経済規模（ＧＤＰ）の割合と比べ、ＢＲＩＣｓの株式市場規模の割合は低位にとどまっています。

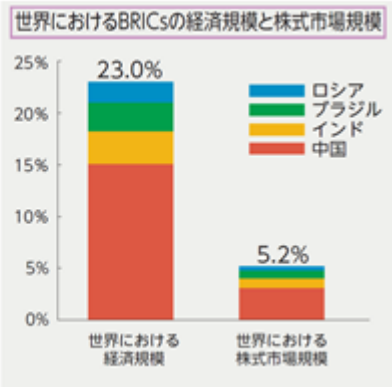

期間：2000年1月末～2017年5月末
出所：MSCI Inc.のデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成
先進国株式：MSCI ワールド・インデックス(円換算ベース)
BRICs株式 ：MSCI BRICインデックス(円換算ベース)

経済規模：国内総生産(GDP)米ドル・ベース
2017年（予測）
出所： IMF（国際通貨基金）World Economic Outlook, April 2017
株式市場規模：MSCI AC ワールド・インデックス
2017年5月末
出所：MSCI Inc.のデータを基にｺﾞｰﾙﾄﾞﾏﾝ・ｻｯｸｽ・ｱｾｯﾄ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ作成

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご留意ください。本ファンドの実績は、後記「5 運用状況 （参考）運用実績」をご覧ください。

＜為替　～ＢＲＩＣｓ通貨の特徴～＞

ＢＲＩＣｓの通貨は値動きが大きい傾向があり、為替変動リスクには注意が必要です。また、社会・経済・政治の状況、他の国・地域における通貨・金融危機などによっては、一時的に大幅な下落を経験することもありました。

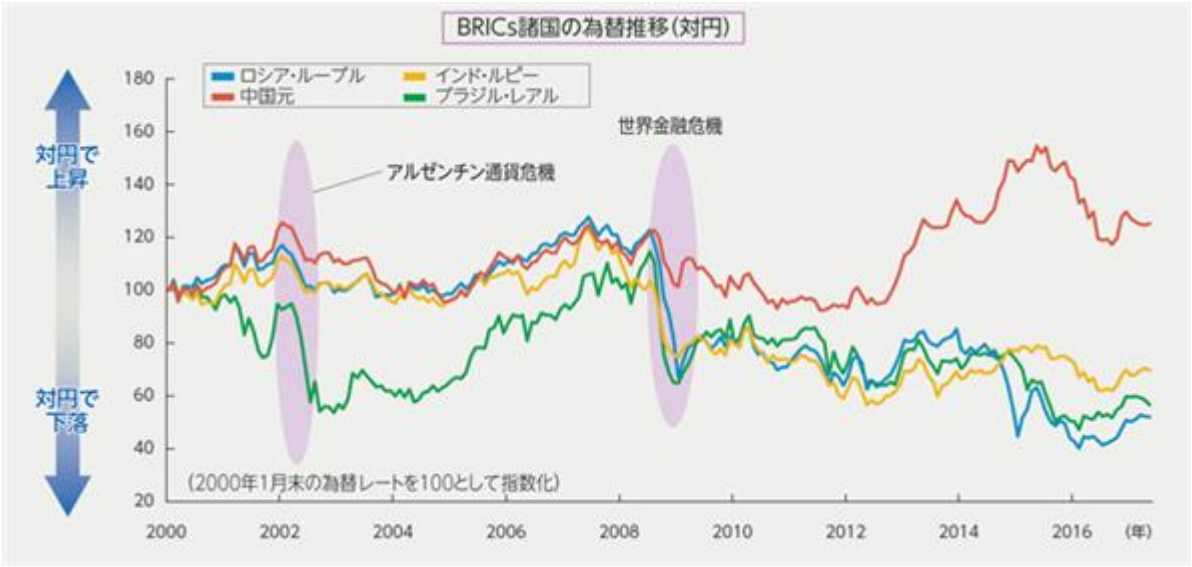

期間： 2000年1月末～2017年5月末
出所： ブルームバーグのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成
上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

本ファンドは一般的にエマージング市場に分類されるBRICｓへの集中投資であり、BRICsへの投資には、社会・経済・政治の不安定要素が大きく、また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。詳しくは、後記「3 投資リスク」をご覧ください。

＜ファンドの運用＞

本ファンドの主な組入れファンドであるゴールドマン・サックスＢＲＩＣｓポートフォリオの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式運用グループのエマージング市場株式チームが主として担当します。エマージング市場株式チームは、世界各国に配置されたアナリストがリサーチを実施し、定期的なミーティングを通じて情報の共有化を図るリサーチ体制をとっています。また、チーム運用により、運用プロセスの継続性を維持することを重視しており、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行います。

＊BRICsの企業およびBRICs経済に関連する企業の発行する株式

「BRICs経済に関連する企業」とは、BRICs諸国の経済成長や消費拡大により成長が見込まれる企業をいいます。これらの銘柄には、MSCIBRICインデックスの構成銘柄以外の銘柄も含まれます。したがって、当インデックスの構成銘柄以外にも投資を行うことがあります。また、当インデックスの構成銘柄であっても、必ず投資するとは限りません。

本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

（２）【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第17条第１項）

委託者は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。)

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．外国法人が発行する譲渡性預金証書

４．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第17第２項および第３項）

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記１．ないし４．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(e) 投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）

本ファンドは、以下の指定投資信託証券を主要投資対象とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V. －ゴールドマン・サックス ＢＲＩＣｓエクイティ・ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	主として、ブラジル、ロシア、インドおよび中国（以下「ＢＲＩＣｓ」といいます。）の企業ならびにＢＲＩＣｓ諸国経済に関連する企業の発行する株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長をめざします。
ベンチマーク	ＭＳＣＩ　ＢＲＩＣインデックス（米ドル・ベース）
主な投資対象	① 主として、ＢＲＩＣｓの企業ならびにＢＲＩＣｓ諸国経済に関連する企業の発行する株式および株式関連証券に投資します。 ② ＡＤＲ（米国預託証券）、ＧＤＲ（グローバル預託証券）、ＥＤＲ（ヨーロッパ預託証券）などにも投資できます。 ③ 通常の状況において、資産の3分の2以上を株式または株式関連証券に投資します。
主な投資制限	①　単一の発行体の証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。 ②　信託財産の純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。
信託報酬等	運用報酬：　年率1.00% 申込手数料：　なし 解約手数料：　なし 信託財産留保額：　なし その他の費用：　管理報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および登録・名義書換事務代行報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービシズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

※上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われます。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

※上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー －ゴールドマン・サックスＵＳ＄リキッド・リザーブズ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針	①　主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 ②　最良格付証券*として適格であり、また格付けのない場合には最良格付証券と同等の信用度を有すると投資顧問会社がみなす広範な証券に投資します。 ③　購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。 * 最良格付証券とは、一般に、公認格付機関（RSRO）により短期債券に関して最高の格付けを得ているもの、およびそれに匹敵する無格付の証券をいいます。
主な投資対象	米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券
主な投資制限	①　通常の状況において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。 ②　他の投資信託証券への投資は行いません。
信託報酬等	信託報酬：　　年率0.35%（管理報酬・保管費用等を含みます。）を上限とします。 申込手数料：　なし 解約手数料：　なし
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービシズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

※上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

（３）【運用体制】

ａ．組織

本ファンドの主な組入れファンドであるゴールドマン・サックスＢＲＩＣｓポートフォリオの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式運用グループのエマージング市場株式チームが主として担当します。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。

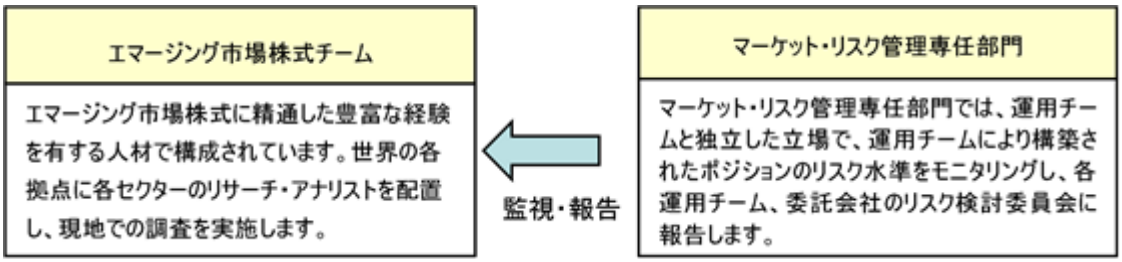

（注１）本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

ｂ．運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)

ｃ．内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

（４）【分配方針】

年4回決算を行い、毎計算期末（毎年2月14日、5月14日、8月14日および11月14日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、投資信託証券を通じて組入れている株式の値上がり益や為替の評価益等を中心に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。また、基準価額が当初元本（1万口＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

② 分配金額は、委託者が収益分配方針に従って基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。

③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

※ 一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて支払を開始します。

※ 自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

※ 自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申出ることが出来ます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

＜収益分配金に関わる留意点＞

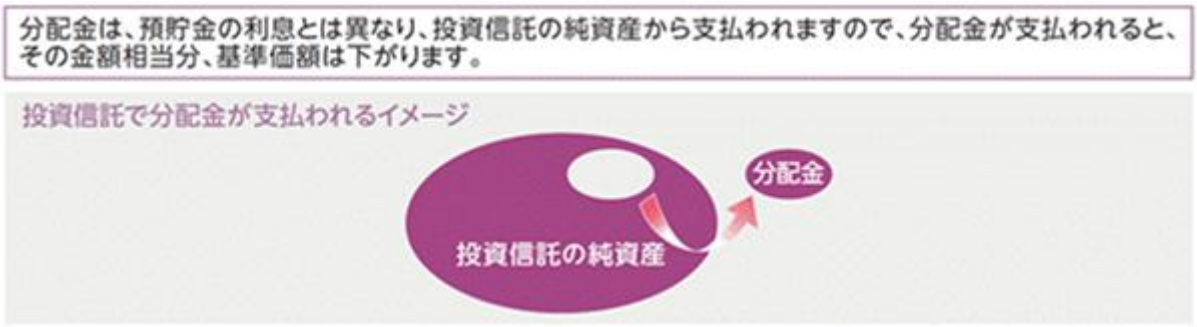

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

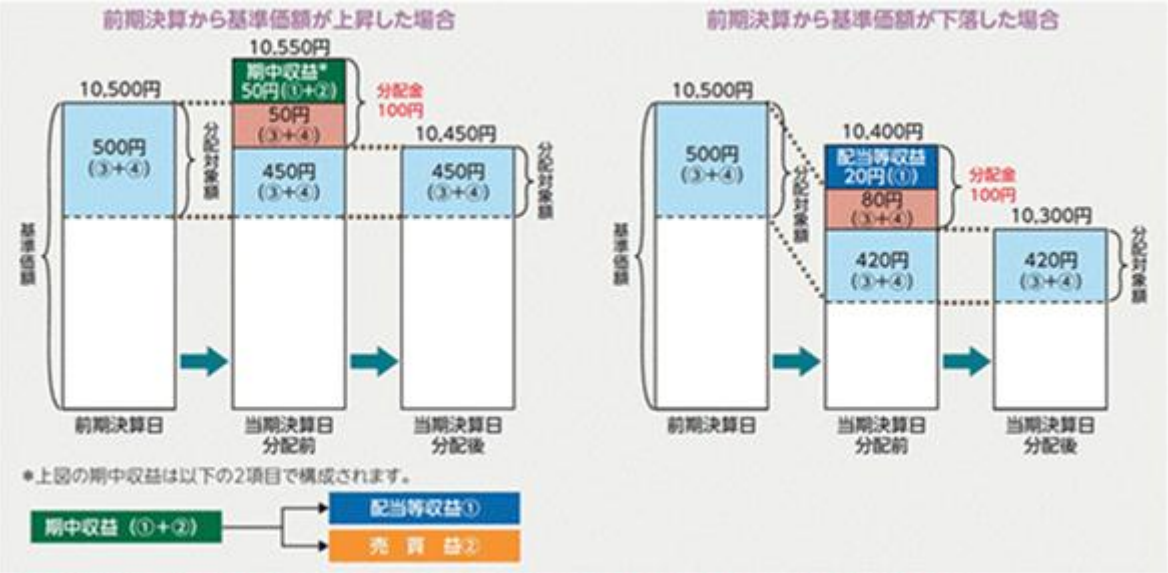

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

前記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご留意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりが、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後記「第1 ファンドの状況　4　手数料等及び税金　(5)課税上の取扱い」をご覧ください。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

１．投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

２．株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。

３．外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

４．指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。

５．有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

６．デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

７．組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

８．一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

１．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第21条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

２．外国為替予約の運用指図（信託約款第22条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

３．資金の借入れ（信託約款第29条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意下さい。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

１．ＢＲＩＣｓへの投資に伴うリスク

本ファンドは一般的にエマージング市場に分類されるＢＲＩＣｓへの集中投資であり、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が低いことから流動性が低く、流動性が高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること（このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するために十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。）、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。また、カストディアンやブローカーに証券が預託される場合にもリスクが生じます。さらに、ＢＲＩＣｓの株式は、先進国の株式と比較して、相対的に高い為替変動リスクを有すると考えられます。

ＢＲＩＣｓへの投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。

２．株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）・集中投資リスク

本ファンドは、外国株式を投資対象とする投資信託証券を組入れますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。また、本ファンドが組入れる投資信託証券は、少数の銘柄に集中して投資を行いますので、一般的に多数の銘柄に分散投資した場合と比較して、ボラティリティ（価格変動率）が高くより大きなリスクがある場合があります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

３．為替変動リスク

本ファンドの外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他のさまざまな国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

４．アクティブ運用に関するリスク

本ファンドが投資する投資信託証券の組入れ銘柄は、ベンチマークとするインデックスの構成銘柄から大きく異なる場合があります。その結果、各投資信託証券の純資産価格の値動きが、ベンチマークの動きから大きくかい離することがあります。

５．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

６．債券の信用リスク

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券や短期金融市場証券への投資を行います。これらへの投資に際しては、発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること（債務不履行）等の信用リスクが伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大き

く下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、債務不履行の可能性が高まった場合（格下げなど）も債券価格の下落要因となります。

７．市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため、本ファンドが投資対象とする投資信託証券において、組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、各投資信託証券の純資産価格の下落を通じて、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) 基準価額に関わる留意点

ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、主として組入れる投資信託証券の純資産価格および外貨建投資信託に投資する場合は為替レートの影響を反映します。したがって、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は必ずしも投資対象市場の動向のみを直接に反映するものではなく、組入れ投資信託証券における運用の結果を反映します。また、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、組入れ投資信託証券が採用する組入資産の評価時点の市場価格を間接的に反映するため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは、異なる動きをすることがあります。

(e) 参考指標に関わる留意点

本ファンドは、ＭＳＣＩ　ＢＲＩＣインデックス（円換算ベース）を運用上の参考指標として運用を行いますが、実際のパフォーマンスは、参考指標を下回ることがあります。また、参考指標とするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(f) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続きを経て、この信託を終了させることができます。また、委託会社は、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続きを経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(g) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年６月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

＜外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について＞

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する（i）2014年６月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、（ii）2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および（iii）2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

１．受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること

２．FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を１年に一度IRSに報告すること

３．特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(i) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(注1) 本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記リスク管理体制は将来変更されることがあります。

(3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

- 各資産クラスの指数
  日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
  先進国株：MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
  新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
  日本国債：NOMURA-BPI 国債
  先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
  新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

(a) 3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

(b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

（3）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.972%（税抜0.9%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	役務の内容	配分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成　等	年率0.0216%（税抜0.02%）
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.918%（税抜0.85%）
受託銀行	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行　等	年率0.0324%（税抜0.03%）

ただし、組入れる投資信託証券において、ファンドの運用等の対価として年率1.00%程度の運用報酬を別途受領しますので、受益者が実質的に負担する信託報酬は、概算で年率1.972%（税込）程度となります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（参考）組入れる投資信託証券の運用報酬等

投資信託証券の名称	運用報酬率（年率）
ルクセンブルク籍外国投資証券　ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. －ゴールドマン・サックス ＢＲＩＣｓエクイティ・ポートフォリオ	年率1.00%*1
アイルランド籍外国投資証券　ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー　－ゴールドマン・サックスＵＳ＄リキッド・リザーブズ・ファンド	年率0.35%*2

*1 投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途かかります。

*2 管理報酬、保管費用等を含む上限。

※ 詳しくは前記「第1 ファンドの状況　2 投資方針　(2) 投資対象　(e) 投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）」をご覧ください。

（４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

(a) 株式等の売買委託手数料
(b) 外貨建資産の保管費用
(c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
(d) 信託財産に関する租税
(e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

なお、(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

また、このほかに、組入れる投資信託証券においても、各組入投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用、株式等の売買手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等が支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合＊1

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×20.315%＊2
換金時 (解約請求の場合)	所得税および地方税	譲渡益×20.315%＊2
償還時	所得税および地方税	譲渡益×20.315%＊2

＊1　法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。
＊2　詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・20歳以上の方・・・毎年、年間120万円まで
・20歳未満の方・・・毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間（5年）以内に信託期間が終了した場合（繰上償還を含む）、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額（NISA枠）を再利用することはできません。

＜個別元本について＞

① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご覧ください。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

＜換金時および償還時の課税について＞

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（2017年５月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	ルクセンブルク	2,314,062,321	96.75
	アイルランド	54,024,818	2.26
小　計	－	2,368,087,139	99.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	23,611,083	0.99
合計（純資産総額）	－	2,391,698,222	100.00

(注)　投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2017年５月31日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.－ゴールドマン・サックス BRICs エクイティ・ポートフォリオ IX　シェアクラス	2,577,864.474	895.44	2,308,341,524	897.66	2,314,062,321	96.75
2	アイルランド	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー－ゴールドマン・サックス US$リキッド・リザーブズ・ファンド　インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス	39.468	1,368,213.33	54,000,644	1,368,825.83	54,024,818	2.26

業種別及び種類別投資比率

（2017年５月31日現在）

種類	投資比率（%）
投資証券	99.01
合計	99.01

(注)　投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

（2017年５月31日現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（2017年５月31日現在）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2017年５月31日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
第１特定期間末（2008年５月14日）	5,574	5,837	1.0597	1.1097
第２特定期間末（2008年11月14日）	2,428	2,428	0.3703	0.3703
第３特定期間末（2009年５月14日）	3,536	3,536	0.5065	0.5065
第４特定期間末（2009年11月16日）	6,156	6,156	0.7047	0.7047
第５特定期間末（2010年５月14日）	6,928	6,928	0.7034	0.7034
第６特定期間末（2010年11月15日）	7,213	7,213	0.7257	0.7257
第７特定期間末（2011年５月16日）	6,294	6,294	0.6918	0.6918
第８特定期間末（2011年11月14日）	5,051	5,051	0.5494	0.5494
第９特定期間末（2012年５月14日）	4,889	4,889	0.5328	0.5328
第10特定期間末（2012年11月14日）	4,764	4,764	0.5452	0.5452
第11特定期間末（2013年５月14日）	5,429	5,429	0.7207	0.7207
第12特定期間末（2013年11月14日）	4,221	4,221	0.6767	0.6767
第13特定期間末（2014年５月14日）	3,722	3,722	0.7179	0.7179
第14特定期間末（2014年11月14日）	3,618	3,618	0.8319	0.8319
第15特定期間末（2015年５月14日）	3,538	3,538	0.9197	0.9197
第16特定期間末（2015年11月16日）	2,774	2,774	0.7787	0.7787
第17特定期間末（2016年５月16日）	2,148	2,148	0.6772	0.6772
第18特定期間末（2016年11月14日）	2,177	2,177	0.7164	0.7164
第19特定期間末（2017年５月15日）	2,453	2,453	0.8920	0.8920
2016年５月末日	2,217	－	0.6992	－
６月末日	2,103	－	0.6666	－
７月末日	2,262	－	0.7194	－
８月末日	2,282	－	0.7343	－
９月末日	2,268	－	0.7339	－
10月末日	2,312	－	0.7558	－
11月末日	2,297	－	0.7594	－
12月末日	2,303	－	0.7781	－
2017年１月末日	2,333	－	0.8013	－
２月末日	2,329	－	0.8156	－
３月末日	2,382	－	0.8425	－
４月末日	2,387	－	0.8547	－
５月末日	2,391	－	0.8739	－

(注)　表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	期間	１口当たりの分配金（円）
第１特定期間	2008年１月21日～2008年５月14日	0.0500
第２特定期間	2008年５月15日～2008年11月14日	0.0000
第３特定期間	2008年11月15日～2009年５月14日	0.0000
第４特定期間	2009年５月15日～2009年11月16日	0.0000
第５特定期間	2009年11月17日～2010年５月14日	0.0000
第６特定期間	2010年５月15日～2010年11月15日	0.0000
第７特定期間	2010年11月16日～2011年５月16日	0.0000
第８特定期間	2011年５月17日～2011年11月14日	0.0000
第９特定期間	2011年11月15日～2012年５月14日	0.0000
第10特定期間	2012年５月15日～2012年11月14日	0.0000
第11特定期間	2012年11月15日～2013年５月14日	0.0000
第12特定期間	2013年５月15日～2013年11月14日	0.0000
第13特定期間	2013年11月15日～2014年５月14日	0.0000
第14特定期間	2014年５月15日～2014年11月14日	0.0000
第15特定期間	2014年11月15日～2015年５月14日	0.0000
第16特定期間	2015年５月15日～2015年11月16日	0.0000
第17特定期間	2015年11月17日～2016年５月16日	0.0000
第18特定期間	2016年５月17日～2016年11月14日	0.0000
第19特定期間	2016年11月15日～2017年５月15日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第１特定期間	2008年１月21日～2008年５月14日	11.0
第２特定期間	2008年５月15日～2008年11月14日	△65.1
第３特定期間	2008年11月15日～2009年５月14日	36.8
第４特定期間	2009年５月15日～2009年11月16日	39.1
第５特定期間	2009年11月17日～2010年５月14日	△0.2
第６特定期間	2010年５月15日～2010年11月15日	3.2
第７特定期間	2010年11月16日～2011年５月16日	△4.7
第８特定期間	2011年５月17日～2011年11月14日	△20.6
第９特定期間	2011年11月15日～2012年５月14日	△3.0
第10特定期間	2012年５月15日～2012年11月14日	2.3
第11特定期間	2012年11月15日～2013年５月14日	32.2
第12特定期間	2013年５月15日～2013年11月14日	△6.1
第13特定期間	2013年11月15日～2014年５月14日	6.1
第14特定期間	2014年５月15日～2014年11月14日	15.9
第15特定期間	2014年11月15日～2015年５月14日	10.6
第16特定期間	2015年５月15日～2015年11月16日	△15.3
第17特定期間	2015年11月17日～2016年５月16日	△13.0
第18特定期間	2016年５月17日～2016年11月14日	5.8
第19特定期間	2016年11月15日～2017年５月15日	24.5

（４）【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定及び解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第１特定期間	2008年１月21日～2008年５月14日	5,563,367,697	303,039,944	5,260,327,753
第２特定期間	2008年５月15日～2008年11月14日	2,203,436,371	906,449,379	6,557,314,745
第３特定期間	2008年11月15日～2009年５月14日	847,813,393	422,068,177	6,983,059,961
第４特定期間	2009年５月15日～2009年11月16日	2,586,756,231	833,656,832	8,736,159,360
第５特定期間	2009年11月17日～2010年５月14日	2,684,057,750	1,570,292,162	9,849,924,948
第６特定期間	2010年５月15日～2010年11月15日	944,627,152	855,615,465	9,938,936,635
第７特定期間	2010年11月16日～2011年５月16日	717,979,646	1,558,639,945	9,098,276,336
第８特定期間	2011年５月17日～2011年11月14日	772,392,731	676,374,859	9,194,294,208
第９特定期間	2011年11月15日～2012年５月14日	614,982,423	631,966,694	9,177,309,937
第10特定期間	2012年５月15日～2012年11月14日	527,096,447	965,534,682	8,738,871,702
第11特定期間	2012年11月15日～2013年５月14日	801,936,526	2,007,214,644	7,533,593,584
第12特定期間	2013年５月15日～2013年11月14日	246,795,286	1,542,427,231	6,237,961,639
第13特定期間	2013年11月15日～2014年５月14日	193,275,614	1,246,006,093	5,185,231,160
第14特定期間	2014年５月15日～2014年11月14日	151,962,761	987,275,471	4,349,918,450
第15特定期間	2014年11月15日～2015年５月14日	284,309,754	787,144,112	3,847,084,092
第16特定期間	2015年５月15日～2015年11月16日	126,357,969	410,215,005	3,563,227,056
第17特定期間	2015年11月17日～2016年５月16日	117,322,743	507,236,118	3,173,313,681
第18特定期間	2016年５月17日～2016年11月14日	100,258,960	233,666,054	3,039,906,587
第19特定期間	2016年11月15日～2017年５月15日	89,333,293	378,921,930	2,750,317,950

(注)　設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考）運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2017年5月31日現在

基準価額・純資産の推移

2008年1月21日(設定日)～2017年5月31日

基準価額・純資産総額

基準価額	8,739円
純資産総額	23.9億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	2.25%
3ヵ月	7.15%
6ヵ月	15.08%
1年	24.99%
3年	18.58%
5年	79.85%
設定来	-8.49%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	16/5/16	16/8/15	16/11/14	17/2/14	17/5/15	直近1年累計	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	500円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

	銘　柄	国	通　貨	実質通貨*	業　種	組入比率
1	騰訊(テンセント・ホールディングス)	中国	香港ドル	香港ドル	情報技術	8.7%
2	貴州茅台酒	中国	中国元	中国元	生活必需品	5.3%
3	香港交易及結算所(香港証券取引決済所)	中国	香港ドル	香港ドル	金融	3.9%
4	中国平安保険(集団)(ピンアン・インシュアランス)	中国	香港ドル	香港ドル	金融	3.8%
5	中国工商銀行	中国	香港ドル	香港ドル	金融	3.7%
6	中国建設銀行(チャイナ・コンストラクション・バンク)	中国	香港ドル	香港ドル	金融	3.4%
7	サーマックス	インド	インド・ルピー	インド・ルピー	資本財・サービス	3.3%
8	アリババ・グループ・ホールディング	中国	米ドル	中国元	情報技術	3.2%
9	モスクワ取引所	ロシア	ロシア・ルーブル	ロシア・ルーブル	金融	3.1%
10	BBセグリダーデ・パルティチパソエス	ブラジル	ブラジル・レアル	ブラジル・レアル	金融	3.1%

*実質的に影響を受ける通貨を表示しています。

年間収益率の推移

●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。
●2008年は設定日(1月21日)から年末までの騰落率、2017年は1月から5月末までの騰落率を表示しています。
●参考指標はあくまで参考情報であり、本ファンドの運用実績ではありません。なお、本ファンドにベンチマークはありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。

お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日＊１受付けます。毎営業日の午後３時＊２までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

＊１　英国証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日（以下「ファンド休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受付けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受付けるものとします。

＊２　販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ＢＲＩＣ）。

(4) お買付単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

※本ファンドのお買付けのお申込みは2018年5月2日までとし、2018年5月14日に満期償還する予定です。

２【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日＊１受付けます。毎営業日の午後３時＊２までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

＊１　「ファンド休業日」を除きます。

＊２　販売会社によっては午後３時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 受益者は、販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。詳しくは、「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　(5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ＢＲＩＣ）。

(5) 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として５営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、１顧客１日当たり３億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

本ファンド１万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の１万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ＢＲＩＣ）。年２回（5月および11月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2008年1月21日から開始し、2018年5月14日を終了日とします。また、下記「(5) その他 ａ．信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年2月15日から5月14日まで、5月15日から8月14日まで、8月15日から11月14日までおよび11月15日から翌年2月14日までとすることを原則とします。なお、第１計算期間は2008年1月21日から2008年5月14日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

（５）【その他】

ａ．信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める書面決議による手続きを準用します。

(b) その他の事由による信託の終了

(i) 監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記ｂ．に記載する受益者の書面決議による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記ｂ．に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託会社の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を申立てることができます。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託銀行を解任することはできないものとします。

（ii）また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

① 委託会社は、上記(b) その他の事由による信託の終了(ii)の事項ついて書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

② ①の書面決議において、受益者(委託会社および本ファンドの信託財産に本ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本(b)および下記ｂ．において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③ ①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

④ ①から③までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記①から③までに規定する手続きが困難な場合には適用しません。

ｂ．約款変更等

① 委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができ、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本ｂ．「約款変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託会社は、①の事項（①の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ ②の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ ②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ ①から⑥までの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

c．反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が本ファンドの一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記ａ．に規定する信託契約の解約または上記ｂ．に規定する重大な約款変更等を行う場合において、法令に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ｄ．関係法人との契約の更改等

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ｅ．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

ｆ．信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託銀行の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次の各号に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者(受託銀行の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

・信託財産の保存に係る業務
・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
・委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

ｇ．投資信託証券の登録の管理

投資信託財産に属する外国投資信託証券については、受託銀行名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

ｈ．混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本ｈ．において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

ｉ．信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

ｊ．一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券にかかる買戻し請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

ｋ．再投資の指図

委託会社は、上記の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

ｌ．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託銀行に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

・他の受益者の氏名または名称および住所

・他の受益者が有する受益権の内容

m. 信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められたときは、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託期間を延長することができます。

n．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時の本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額）は、原則として信託終了日から起算して５営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営　2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として５営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営　2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第３【ファンドの経理状況】

(1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 本ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

(3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（平成28年11月15日から平成29年５月15日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＧＳ　ＢＲＩＣｓ株式ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 （平成28年11月14日現在）	当期 （平成29年５月15日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	41,107,716	52,569,111
投資証券	2,145,078,426	2,427,685,741
流動資産合計	2,186,186,142	2,480,254,852
資産合計	2,186,186,142	2,480,254,852
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,522,161	21,037,600
未払受託者報酬	183,805	188,189
未払委託者報酬	5,330,275	5,457,582
未払利息	104	130
その他未払費用	283,027	289,787
流動負債合計	8,319,372	26,973,288
負債合計	8,319,372	26,973,288
純資産の部		
元本等		
元本	3,039,906,587	2,750,317,950
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△862,039,817	△297,036,386
（分配準備積立金）	507,221,892	453,056,368
元本等合計	2,177,866,770	2,453,281,564
純資産合計	2,177,866,770	2,453,281,564
負債純資産合計	2,186,186,142	2,480,254,852

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　平成28年５月17日 至　平成28年11月14日	当期 自　平成28年11月15日 至　平成29年５月15日
営業収益		
受取配当金	10,924,877	8,830,539
有価証券売買等損益	141,549,798	391,127,891
為替差損益	△15,394,542	121,756,485
営業収益合計	137,080,133	521,714,915
営業費用		
支払利息	8,633	10,000
受託者報酬	359,276	377,428
委託者報酬	10,418,877	10,945,444
その他費用	566,646	584,592
営業費用合計	11,353,432	11,917,464
営業利益又は営業損失（△）	125,726,701	509,797,451
経常利益又は経常損失（△）	125,726,701	509,797,451
当期純利益又は当期純損失（△）	125,726,701	509,797,451
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,863,823	15,865,683
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,024,318,364	△862,039,817
剰余金増加額又は欠損金減少額	69,474,379	88,547,327
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	69,474,379	88,547,327
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,058,710	17,475,664
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,058,710	17,475,664
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△862,039,817	△297,036,386

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	前期 自　平成28年５月17日 至　平成28年11月14日	当期 自　平成28年11月15日 至　平成29年５月15日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	投資証券 同左
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 特定期間の取扱い 平成28年５月14日及びその翌日が休業日のため、当特定期間期首は平成28年５月17日としております。	(1) 外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	前期 （平成28年11月14日現在）	当期 （平成29年５月15日現在）
１．元本の推移		
期首元本額	3,173,313,681円	3,039,906,587円
期中追加設定元本額	100,258,960円	89,333,293円
期中一部解約元本額	233,666,054円	378,921,930円
２．受益権の総数	3,039,906,587口	2,750,317,950口
３．元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は862,039,817円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は297,036,386円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 自　平成28年５月17日 至　平成28年11月14日	当期 自　平成28年11月15日 至　平成29年５月15日
分配金の計算過程		
	平成28年５月17日から 平成28年８月15日までの計算期間	平成28年11月15日から 平成29年２月14日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	6,062,516円	4,341,469円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	270,182,595円	265,348,951円
分配準備積立金額	522,442,481円	474,450,373円
本ファンドの分配対象収益額	798,687,592円	744,140,793円
本ファンドの期末残存口数	3,115,571,712口	2,885,580,998口
10,000口当たり収益分配対象額	2,563円	2,578円
10,000口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円
	平成28年８月16日から 平成28年11月14日までの計算期間	平成29年２月15日から 平成29年５月15日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	－円	4,032,843円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	272,101,936円	260,238,387円
分配準備積立金額	507,221,892円	449,023,525円
本ファンドの分配対象収益額	779,323,828円	713,294,755円
本ファンドの期末残存口数	3,039,906,587口	2,750,317,950口
10,000口当たり収益分配対象額	2,563円	2,593円
10,000口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自　平成28年５月17日 至　平成28年11月14日	当期 自　平成28年11月15日 至　平成29年５月15日
１．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は投資証券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 自　平成28年５月17日 至　平成28年11月14日	当期 自　平成28年11月15日 至　平成29年５月15日
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
２．時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 （平成28年11月14日現在）	当期 （平成29年５月15日現在）
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	△147,446,748	202,731,155
合計	△147,446,748	202,731,155

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

区分	前期 （平成28年11月14日現在）	当期 （平成29年５月15日現在）
１口当たり純資産額	0.7164円	0.8920円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

①　有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.－ゴールドマン・サックス BRICsエクイティ・ポートフォリオ IX シェアクラス	2,588,593.293	20,915,833.80	
		ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー－ゴールドマン・サックス US$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス	39.468	486,667.67	
小計				21,402,501.47	
				(2,427,685,741)	
合計				2,427,685,741	
				(2,427,685,741)	

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
２．合計金額欄の（　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券　２銘柄	100.0%	100.0%

②　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

本ファンドは、「ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V.－ゴールドマン・サックス BRICsエクイティ・ポートフォリオ IX　シェアクラス」を主要投資対象としております。

「ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V.－ゴールドマン・サックス BRICsエクイティ・ポートフォリオ IX　シェアクラス」は、ルクセンブルク籍の会社型の外国投資信託です。同投資証券は、平成28年11月30日に計算期間が終了し、ルクセンブルクにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。

なお、この投資証券について、以下に記載する「資産負債計算書」及び「投資有価証券明細表」等の情報は、財務書類から抜粋・翻訳したものであり、全てのクラスが対象となっております。また、以下に記載する情報は監査対象外です。

ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V.－ゴールドマン・サックス BRICsエクイティ・ポートフォリオ

IX　シェアクラス

資産負債計算書
平成28年11月30日現在

(単位：米ドル)

資産	
デリバティブを除く投資有価証券時価評価額	**165,089,015**
外国為替予約取引および特定クラス投資信託証券の外国為替予約取引にかかる未実現利益	**28,927**
現金	**515,892**
投資信託証券売却未収金	**121,745**
未収配当金	**174,889**
未収貸株料	**4,387**
その他資産	**33,059**
資産合計	**165,967,914**
負債	
外国為替予約取引および特定クラス投資信託証券の外国為替予約取引にかかる未実現損失	**580,231**
投資信託証券買戻未払金	**213,619**
未払投資顧問報酬	**215,408**
未払管理事務代行報酬	**17,152**
未払保管費用	**28,593**
未払販売報酬およびサービシング報酬	**33,274**
未払名義書換事務代行報酬	**35,123**
未払キャピタル・ゲイン税	**348,728**
未払監査報酬	**14,920**
未払管理会社報酬	**4,577**
未払取締役報酬	**733**
未払弁護士報酬	**60,828**
未払保険料	**17,201**
未払印刷費	**7,316**
配当金および利息にかかる未払源泉税	**21,348**
未払税務報告報酬	**29,846**
未払支払代理人報酬	**9,094**
未払規制報告報酬	**505**
負債合計	**1,638,496**
投資主資本	**164,329,418**

投資有価証券明細表
平成28年11月30日現在

株数	銘柄名称	評価額（米ドル）	投資主資本割合(%)
	公認の金融商品取引所に上場されている譲渡性有価証券		
普通株式－100.46%			
ブラジル			
872,166	AmBev S.A. (Food, Beverages & Tobacco)	4,484,230	2.73
570,835	Banco Bradesco S.A.－Preferred (Banks)	4,984,527	3.03
624,241	BB Seguridade Participacoes S.A. (Insurance)	5,155,084	3.14
780,084	BM&FBovespa S.A. － Bolsa de Valores Mercadorias e Futuros (Diversified Financial Services)	3,834,014	2.33
1,205,928	Odontoprev S.A. (Insurance)	4,077,906	2.48
		22,535,761	13.71
中国			
37,251	58.com, Inc.－ADR (Internet)	1,206,187	0.73
47,560	Alibaba Group Holding Ltd.－ADR (Internet)	4,482,530	2.73
17,364	Baidu, Inc.－ADR (Internet)	2,939,031	1.79
7,465,910	China Construction Bank Corp. "H" (Banks)	5,586,443	3.40
3,880,600	China Petroleum & Chemical Corp. "H" (Oil & Gas)	2,768,881	1.68
74,205	Ctrip.com International Ltd.－ADR (Internet)	3,412,688	2.08
9,843,835	Industrial & Commercial Bank of China Ltd. "H" (Banks)	6,040,044	3.67
58,173	JD.com, Inc.－ADR (Internet)	1,578,234	0.96
175,700	Kweichow Moutai Co., Ltd. "A" (Food, Beverages & Tobacco)	8,118,241	4.94
45,281	New Oriental Education & Technology Group, Inc.－ADR (Commercial Services)	2,263,144	1.38
3,350,000	PetroChina Co., Ltd. "H" (Oil & Gas)	2,280,569	1.39
1,148,000	Ping An Insurance Group Co. of China Ltd. "H" (Insurance)	6,362,410	3.87
242,000	Shenzhou International Group Holdings Ltd. (Apparel)	1,489,605	0.91
580,400	Tencent Holdings Ltd. (Internet)	14,523,166	8.84
		63,051,173	38.37
香港			
822,800	AIA Group Ltd. (Insurance)	5,026,424	3.06
303,500	China Mobile Ltd. (Telecommunications)	3,321,521	2.02
787,000	Galaxy Entertainment Group Ltd. (Lodging)	3,913,209	2.38
291,466	Hong Kong Exchanges & Clearing Ltd. (Diversified Financial Services)	7,676,313	4.67
453,800	IMAX China Holding, Inc. 144A (Entertainment)	2,198,545	1.34
739,000	Techtronic Industries Co., Ltd. (Hand/Machine Tools)	2,885,414	1.76
		25,021,426	15.23
インド			
331,494	Aurobindo Pharma Ltd. (Pharmaceuticals)	3,591,003	2.18
198,320	Axis Bank Ltd. (Banks)	1,363,204	0.83
208,080	Bajaj Finance Ltd. (Diversified Financial Services)	2,798,742	1.70
34,363	Britannia Industries Ltd. (Food, Beverages & Tobacco)	1,523,791	0.93
82,812	CRISIL Ltd. (Commercial Services)	2,704,187	1.65
1,039,548	Crompton Greaves Consumer Electricals Ltd. (Electrical Components & Equipment)	2,250,743	1.37
35,838	Gillette India Ltd. (Cosmetics/Personal Care)	2,302,667	1.40
211,200	Grasim Industries Ltd.－GDR (Building Materials)	2,687,223	1.63
510,815	Hindustan Zinc Ltd. (Mining)	2,112,614	1.29
121,559	Info Edge India Ltd. (Commercial Services)	1,595,932	0.97
42,512	Infosys Ltd. (Computers)	605,871	0.37
94,167	Infosys Ltd.－ADR (Computers)	1,376,721	0.84
703,554	Mahindra & Mahindra Financial Services Ltd. (Automobile Manufacturers)	3,071,728	1.87
30,787	Maruti Suzuki India Ltd. (Automobile Manufacturers)	2,370,754	1.44
764,959	Prestige Estates Projects Ltd. (Real Estate)	1,708,565	1.04
54,599	Tata Consultancy Services Ltd. (Computers)	1,816,616	1.11
380,065	Thermax Ltd. (Machinery－Diversified)	4,624,848	2.81
		38,505,209	23.43
ロシア			
1,273,826	Alrosa PJSC (Mining)	1,831,363	1.11
380,127	Gazprom PJSC－ADR (Traded in United Kingdom) (Oil & Gas)	1,776,619	1.08
8,450	Gazprom PJSC－ADR (Traded in United States) (Oil & Gas)	39,493	0.02
29,633	Magnit PJSC (Food, Beverages & Tobacco)	4,731,672	2.88
3,390,806	Moscow Exchange MICEX-RTS PJSC (Diversified Financial Services)	6,219,942	3.79
260,427	Rosneft PJSC－GDR (Oil & Gas)	1,376,357	0.84
		15,975,446	9.72
普通株式合計（取得原価　米ドル　157,409,699）		165,089,015	100.46
公認の金融商品取引所に上場されている譲渡性有価証券合計（取得原価　米ドル　157,409,699）		165,089,015	100.46
デリバティブ取引を除く評価額（取得原価　米ドル　157,409,699）		165,089,015	100.46

特定クラス投資信託証券の外国為替予約取引－（0.33%）

通貨	元本(買)	通貨	元本(売)	満期日	未実現利益(米ドル)	投資主資本割合(%)
USD	1,246,371	EUR	1,147,499	22/12/2016	28,927	0.02
ヘッジ目的の外国為替予約取引未実現利益					28,927	0.02

通貨	元本(買)	通貨	元本(売)	満期日	未実現損失(米ドル)	投資主資本割合(%)
EUR	12,813,306	USD	14,174,565	22/12/2016	(580,231)	(0.35)
ヘッジ目的の外国為替予約取引未実現損失					(580,231)	(0.35)
投資評価額（取得原価　米ドル　157,409,699）					164,537,711	100.13
その他資産・負債					(208,293)	(0.13)
投資主資本					164,329,418	100.00

投資合計	評価額(米ドル)	投資主資本割合(%)
デリバティブ取引を除く投資合計（取得原価　米ドル　157,409,699）	165,089,015	100.46
ヘッジ目的の外国為替予約取引未実現利益	28,927	0.02
ヘッジ目的の外国為替予約取引未実現損失	(580,231)	(0.35)
その他資産・負債	(208,293)	(0.13)
投資主資本	164,329,418	100.00

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成29年５月31日現在）

Ⅰ	資産総額	2,394,340,006円
Ⅱ	負債総額	2,641,784円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,391,698,222円
Ⅳ	発行済口数	2,736,655,550口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8739円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

a　受益権の名義書換

該当事項はありません。

b　受益者に対する特典

該当事項はありません。

c　受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

d　そ の 他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

① 資本金の額：金４億9,000万円

② 発行する株式の総数：8,000株

③ 発行済株式の総数：6,400株

④ 最近５年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。

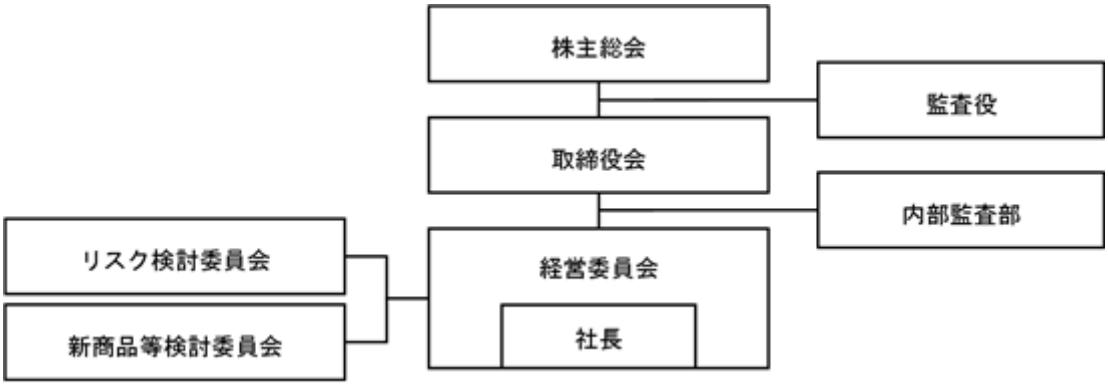

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、戦略株式運用部、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメンツ・アンド・マネージャー・セレクション部、不動産運用部、マルチプロダクト・ファンド部、オルタナティブ投資室およびスチュワードシップ責任推進室があります。

投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2017年6月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	113	1,985,423,239,549
合計	113	1,985,423,239,549

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第22期事業年度（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているＰｗＣあらた監査法人は、平成28年７月１日に名称を変更し、ＰｗＣあらた有限責任監査法人となりました。

（1）【貸借対照表】

期別		第21期（平成27年12月31日現在）			第22期（平成28年12月31日現在）		
資産の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			8,541,657			11,862,842	
有価証券			12,097,990			6,299,991	
支払委託金			26			13	
収益分配金		26			13		
前払費用			157			1,657	
未収委託者報酬			1,527,034			1,456,052	
未収運用受託報酬			1,885,724			2,336,911	
未収収益			11,848			35,018	
未収還付法人税等			－			1,296,793	
繰延税金資産			1,079,356			1,106,557	
流動資産計			25,143,796	90.7		24,395,838	95.0
固定資産							
投資その他の資産			2,580,738			1,284,054	
投資有価証券		573,290			595,616		
長期差入保証金		10,000			10,000		
繰延税金資産		1,997,448			678,438		
固定資産計			2,580,738	9.3		1,284,054	5.0
資産合計			27,724,534	100.0		25,679,893	100.0

期別		第21期 （平成27年12月31日現在）			第22期 （平成28年12月31日現在）		
負債の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			580			800	
未払金			538,691			470,171	
未払収益分配金		242			255		
未払償還金		72			72		
未払手数料		538,376			469,844		
未払費用			4,518,812			10,304,651	
前受収益			－			258	
未払法人税等			888,102			－	
未払消費税等			205,603			165,905	
流動負債計			6,151,789	22.2		10,941,787	42.6
固定負債							
長期借入金	＊1		－			3,000,000	
長期未払費用			7,097,924			2,069,604	
固定負債計			7,097,924	25.6		5,069,604	19.7
負債合計			13,249,714	47.8		16,011,391	62.3

期別		第21期 （平成27年12月31日現在）			第22期 （平成28年12月31日現在）		
純資産の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			13,545,174			8,725,636	
その他利益剰余金		13,545,174			8,725,636		
繰越利益剰余金		13,545,174			8,725,636		
株主資本合計			14,425,174	52.0		9,605,636	37.4
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		49,646			62,865		
評価・換算差額等合計			49,646	0.2		62,865	0.2
純資産合計			14,474,820	52.2		9,668,501	37.7
負債・純資産合計			27,724,534	100.0		25,679,893	100.0

（２）【損益計算書】

期別				第21期 自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日			第22期 自　平成28年１月１日 至　平成28年12月31日		
科目			注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業損益の部	営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬			11,823,135			15,153,948	
		運用受託報酬	＊２		6,961,333			7,583,471	
		その他営業収益	＊２		4,316,802			5,001,454	
		営業収益計			23,101,271	100.0		27,738,874	100.0
		営業費用							
		支払手数料			5,363,613			6,632,673	
		広告宣伝費			102,758			107,277	
		調査費			5,350,334			7,328,739	
		委託調査費	＊２	5,350,334			7,328,739		
		委託計算費			159,321			236,499	
		営業雑経費			197,324			223,449	
		通信費		9,974			16,707		
		印刷費		161,506			175,198		
		協会費		25,843			31,542		
		営業費用計			11,173,351	48.4		14,528,638	52.4
		一般管理費							
		給料			5,734,984			6,774,131	
		役員報酬		185,510			208,746		
		給料・手当		2,319,237			3,030,358		
		賞与		746,339			868,684		
		株式従業員報酬	＊１	797,337			518,428		
		その他の報酬		1,686,559			2,147,911		
		交際費			57,202			49,991	
		寄付金			63,290			67,044	
		旅費交通費			187,482			175,704	
		租税公課			71,744			46,945	
		不動産賃借料			268,044			351,225	
		退職給付費用			698,807			734,825	
		事務委託費			398,407			516,389	
		諸経費			941,860			1,222,952	
		一般管理費計			8,421,824	36.5		9,939,210	35.8
	営業利益				3,506,095	15.2		3,271,025	11.8

期別				第21期 自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日			第22期 自　平成28年１月１日 至　平成28年12月31日		
科目			注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益		千円	千円	%	千円	千円	%
		収益分配金			502,884			21,305	
		受取利息			14,231			15,522	
		投資有価証券売却益			66,895			47	
		株式従業員報酬	＊１		59,655			－	
		為替差益			12,446			－	
		雑益			－			4,058	
		営業外収益計			656,114	2.8		40,933	0.1
		営業外費用							
		支払利息			－			898	
		株式従業員報酬	＊１		－			785,471	
		為替差損			－			31,543	
		投資有価証券売却損			8			819	
		雑損			－			199	
		営業外費用計			8	0.0		818,931	3.0
経常利益					4,162,200	18.0		2,493,027	9.0
税引前当期純利益					4,162,200	18.0		2,493,027	9.0
法人税、住民税及び事業税					1,978,986	8.6		24,863	0.1
法人税等調整額					△494,163	△2.1		1,287,702	4.6
当期純利益					2,677,378	11.6		1,180,461	4.3

（３）【株主資本等変動計算書】

第21期
（自平成27年４月１日　至平成27年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成27年４月１日残高	490,000	390,000	390,000	14,867,795	14,867,795	15,747,795	402,254	402,254	16,150,050
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△4,000,000	△4,000,000	△4,000,000			△4,000,000
当期純利益				2,677,378	2,677,378	2,677,378			2,677,378
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							△352,608	△352,608	△352,608
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△1,322,621	△1,322,621	△1,322,621	△352,608	△352,608	△1,675,229
平成27年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,545,174	13,545,174	14,425,174	49,646	49,646	14,474,820

第22期
（自平成28年１月１日　至平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成28年１月１日残高	490,000	390,000	390,000	13,545,174	13,545,174	14,425,174	49,646	49,646	14,474,820
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△6,000,000	△6,000,000	△6,000,000			△6,000,000
当期純利益				1,180,461	1,180,461	1,180,461			1,180,461
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							13,219	13,219	13,219
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△4,819,538	△4,819,538	△4,819,538	13,219	13,219	△4,806,318
平成28年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	8,725,636	8,725,636	9,605,636	62,865	62,865	9,668,501

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法	**その他有価証券** **時価のあるもの** **時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。** **時価のないもの** **移動平均法による原価法によっております。**
２．引当金の計上基準	**(1) 貸倒引当金** **貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。** **(2) 金融商品取引責任準備金** **金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５第１項に基づく責任準備金を計上しております。**
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	**(1) 株式従業員報酬の会計処理方法** **役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第８号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。** **(2) 消費税等の会計処理** **消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。** **(3) 決算日の変更に関する事項** **当社は平成27年６月26日開催の株主総会で決算日を３月31日から12月31日に変更致しました。これに伴い、平成27年12月期の会計年度は平成27年４月１日から平成27年12月31日までの９ヶ月間となりました。**

注記事項

（貸借対照表関係）

第21期 （平成27年12月31日現在）	第22期 （平成28年12月31日現在）
該当事項はありません。	＊１　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 固定負債 長期借入金　3,000,000千円

（損益計算書関係）

第21期 （自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日）	第22期 （自　平成28年１月１日 至　平成28年12月31日）
＊１　株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。	＊１　株式従業員報酬 同左
＊２　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 運用受託報酬　1,882,545千円 その他営業収益　4,175,357千円 営業費用 委託調査費　5,350,334千円	＊２　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 運用受託報酬　1,995,741千円 その他営業収益　4,688,436千円 営業費用 委託調査費　7,328,739千円

（株主資本等変動計算書関係）

第21期（自　平成27年４月１日　至　平成27年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	－	－	6,400

２．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年12月18日臨時株主総会	普通株式	4,000,000	625,000	平成27年12月21日	平成27年12月21日

第22期（自　平成28年１月１日　至　平成28年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	－	－	6,400

２．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年12月13日臨時株主総会	普通株式	6,000,000	937,500	平成28年12月22日	平成28年12月22日

（リース取引関係）

第21期（自　平成27年４月１日　至　平成27年12月31日）	第22期（自　平成28年１月１日　至　平成28年12月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

第21期
（自　平成27年４月１日
至　平成27年12月31日）

(1) 金融商品の状況に関する事項

①　金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

②　金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第21期
（自　平成27年４月１日
至　平成27年12月31日）

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	8,541,657	8,541,657	－
有価証券			
その他有価証券	12,097,990	12,097,990	－
未収委託者報酬	1,527,034	1,527,034	－
未収運用受託報酬	1,885,724	1,885,724	－
投資有価証券			
その他投資有価証券	573,290	573,290	－

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	8,541,657	－	－	－	－	－
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	12,100,000	－	－	－	－	－
未収委託者報酬	1,527,034	－	－	－	－	－
未収運用受託報酬	1,885,724	－	－	－	－	－

第22期
（自　平成28年１月１日
至　平成28年12月31日）

(1) 金融商品の状況に関する事項

①　金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は借入金であります。

②　金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第22期
（自　平成28年１月１日
至　平成28年12月31日）

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	11,862,842	11,862,842	－
有価証券			
その他有価証券	6,299,991	6,299,991	－
未収委託者報酬	1,456,052	1,456,052	－
未収運用受託報酬	2,336,911	2,336,911	－
投資有価証券			
その他投資有価証券	595,616	595,616	－
長期借入金	3,000,000	3,000,000	－

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	11,862,842	－	－	－	－	－
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	6,300,000	－	－	－	－	－
未収委託者報酬	1,456,052	－	－	－	－	－
未収運用受託報酬	2,336,911	－	－	－	－	－

長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	－	－	3,000,000	－	－	－

（有価証券関係）

第21期
（自　平成27年４月１日
至　平成27年12月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	500,000	573,290	73,290
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	コマーシャル・ペーパー	12,097,990	12,097,990	－

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
568,887	66,895	8

第22期
（自　平成28年１月１日
至　平成28年12月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	500,000	590,780	90,780
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	5,000	4,837	△164
	コマーシャル・ペーパー	6,299,991	6,299,991	－

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
15,228	47	△819

（デリバティブ取引関係）

第21期（自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日）	第22期（自　平成28年１月１日 至　平成28年12月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第21期（自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日）	第22期（自　平成28年１月１日 至　平成28年12月31日）
１．採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。 ２．退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	１．採用している退職給付制度の概要 同左 ２．退職給付費用に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第21期 （自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日）	第22期 （自　平成28年１月１日 至　平成28年12月31日）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産（流動資産）	繰延税金資産（流動資産）
未払費用　980,373千円	未払費用　662,332千円
未払事業税　64,201	繰越欠損金　483,789
その他　34,781	その他　38,081
小計　1,079,356	小計　1,184,203
繰延税金資産（流動資産）　1,079,356	繰延税金資産（固定資産）
繰延税金資産（固定資産）	長期未払費用　255,529
長期未払費用　1,939,534	繰越欠損金　349,719
その他　81,558	その他　100,940
小計　2,021,092	小計　706,189
繰延税金負債（固定負債）	繰延税金資産合計　1,890,392
その他有価証券評価差額金　△23,644	繰延税金負債（流動負債）
小計　△23,644	未収還付事業税　△77,646
繰延税金資産（固定資産）の純額　1,997,448千円	小計　△77,646
	繰延税金負債（固定負債）
	その他有価証券評価差額金　△27,751
	小計　△27,751
	繰延税金負債合計　△105,397
	繰延税金資産純額　1,784,995千円
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率　33.06 %	法定実効税率　33.06 %
（調整）	（調整）
賞与等永久に損金に算入されない項目　3.02 %	賞与等永久に損金に算入されない項目　15.37 %
その他　△0.40 %	その他　4.22 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率　35.67 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率　52.65 %

第21期 （自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日）	第22期 （自　平成28年１月１日 至　平成28年12月31日）
３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.06%から、平成29年１月１日及び平成30年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成31年１月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。この税率変更による繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）及び法人税等調整額への影響は軽微です。

（セグメント情報等）

第21期（自　平成27年４月１日　至　平成27年12月31日）

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

［関連情報］

１．製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	11,823,135	6,961,333	4,316,802	23,101,271

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
19,904,703	3,196,568	23,101,271

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第22期（自　平成28年１月１日　至　平成28年12月31日）

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

［関連情報］

１．製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	15,153,948	7,583,471	5,001,454	27,738,874

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
25,094,631	2,644,243	27,738,874

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第21期
（自　平成27年４月１日
至　平成27年12月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	8百万ドル	投資顧問業	被所有直接　99%	投資助言	その他営業収益（注１） 運用受託報酬（注１） 委託調査費（注１）	4,175,357 1,882,545 5,350,334	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）その他営業収益、運用受託報酬、ならびに委託調査費に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。
役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616百万円	金融商品取引業	―	業務委託 役員の兼任 有価証券の購入	兼務従業員の人件費等（注１）	2,233,594	有価証券	12,097,990
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社	東京都港区	100百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	―	従業員出向受入等 役員の兼任	出向者に関する人件費等（注２）	5,538,780	未払費用 長期未払費用	3,776,015 7,075,447
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国ニューヨーク州	8,000百万ドル	銀行業	―	現金の預入	―	―	現金・預金	1,344,386

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）兼務従業員の人件費等に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。
（注２）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下ＧＳＪＨ）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はＧＳＪＨより行われております。
但し、これらの費用はＧＳＪＨより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはＧＳＪＨに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

第22期
（自　平成28年１月１日
至　平成28年12月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	25百万ドル	投資顧問業	被所有間接　75%	投資助言	その他営業収益（注１） 運用受託報酬（注１） 委託調査費（注１）	4,688,436 1,995,741 7,328,739	―	―
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州	11,212百万ドル	持株会社	被所有間接 100%	資金の提供	劣後債務の借入	3,000,000	長期借入金（注２）	3,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）その他営業収益、運用受託報酬、ならびに委託調査費に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。
（注２）長期借入金について、借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2.5年であり、担保は差し入れておりません。
役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

第22期
（自　平成28年１月１日
至　平成28年12月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616百万円	金融商品取引業	―	業務委託 役員の兼任 有価証券の購入	兼務従業員の人件費等（注１）	2,877,113	有価証券	6,299,991
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社	東京都港区	100百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	―	従業員出向受入等 役員の兼任	出向者に関する人件費等（注２） 営業費用及び一般管理費 営業外費用	 6,305,928 785,512	未払費用 長期未払費用	8,788,118 2,069,604
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国ニューヨーク州	8,000百万ドル	銀行業	―	現金の預入	―	―	現金・預金	2,594,811
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ストラテジー・LLC	アメリカ合衆国ニューヨーク州	38百万ドル	投資顧問業	―	投資助言	―	―	未払費用	912,864

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）兼務従業員の人件費等に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

（注２）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下ＧＳＪＨ）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はＧＳＪＨより行われております。
但し、これらの費用はＧＳＪＨより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはＧＳＪＨに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

（１株当たり情報）

第21期 （自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日）		第22期 （自　平成28年１月１日 至　平成28年12月31日）	
１株当たり純資産額	2,261,690円72銭	１株当たり純資産額	1,510,703円38銭
１株当たり当期純利益金額	418,340円43銭	１株当たり当期純利益金額	184,447円14銭
損益計算書上の当期純利益	2,677,378千円	損益計算書上の当期純利益	1,180,461千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,677,378千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	1,180,461千円
差額	－	差額	－
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 本書提出日現在の前１年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託銀行

（2017年３月末日現在）

名称	資本金の額	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

（2017年３月末日現在）

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社七十七銀行*1	24,658百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社百五銀行	20,000百万円	
株式会社山陰合同銀行	20,705百万円	
株式会社紀陽銀行	80,096百万円	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	
株式会社東邦銀行	23,519百万円	
株式会社ＳＭＢＣ信託銀行	87,550百万円	信託業および銀行業を中心としたサービスを提供しています。
信金中央金庫	690,998百万円	信用金庫法に基づき、全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫連合会の事業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
野村證券株式会社*1	10,000百万円	
フィデリティ証券株式会社	8,154百万円*2	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	
立花証券株式会社	6,695百万円	
ごうぎん証券株式会社	3,000百万円	
とうほう証券株式会社	3,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
七十七証券株式会社*1	3,000百万円	

*1 新規の取扱いは行いません。

*2 2017年3月16日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託銀行

該当事項はありません。

(2) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2016年11月29日　臨時報告書
2017年2月14日　有価証券届出書
2017年2月14日　有価証券報告書
2017年2月28日　臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年３月３日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　々　木　貴　司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　口　　健　志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年６月14日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　佐　々　木　貴　司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　山　口　　健　志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＧＳ　ＢＲＩＣｓ株式ファンドの平成28年11月15日から平成29年５月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＧＳ　ＢＲＩＣｓ株式ファンドの平成29年５月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。